

相談について

京都芸術大学では、ハラスメントに関する相談に対応するため「人間関係委員会」を組織し、相談員・調査委員を配置しています。

相談員・調査委員には、教員、職員、保健センタースタッフ等複数名が任命されています。

面談を通して相談者の意向を確認し、解決の方法や進め方を含め、本人の意思を尊重し、慎重に対応します。

相談内容が本人の許可なく他者に伝わることはありません。

秘密は守られますので安心して相談してください。

※リーフレット裏面の「相談の流れ」をご確認ください。



[相談の流れ]

① まずはお問い合わせください

Eメール・電話・手紙など、あなたが相談しやすい方法でご連絡ください。

② 面談などにより相談員が対応します

相談員には守秘義務がありますので、相談した内容が部外者にもれることはありません。

③ 一緒に解決策を考えます

相談員からのアドバイスを受け、自力で解決するという方法を選択することもできます。相談員はあなたの問題を聞き、あなたの意志を確認したうえで、必要な場合には「人間関係委員会」にその内容を伝えます。

[相談方法・連絡先]

連絡の際には、「ハラスメントの相談です」と伝えてください。

- Eメール：harassment@office.kyoto-art.ac.jp
- 電話：075-791-9343
(京都芸術大学 保健センター 直通ダイヤル)
電話受付時間：月曜日から金曜日の 9:00-18:00
※ 長期休暇中等、通常の授業期間以外は 9:00-17:00 になる場合があります。
※ 状況により、折り返し電話をすることがあります。
- 手紙宛先：
〒606-8271 京都市左京区北白川瓜生山 2-116
京都芸術大学 ハラスメント相談窓口



2022年4月1日発行

Illustration: Natsuko KIKUCHI



STOP HARASSMENT

ハラスメントのないキャンパスを



学校法人 瓜生山学園
京都芸術大学 人間関係委員会

京都芸術大学の取り組み

京都芸術大学は、「芸術的創造と哲学的思索によって新しい人間観、世界観の創造をめざす」という目標を掲げています。芸術文化による人間精神の復興こそが新たな文明の創造となりうると考えているからです。この理想を実現するためには、キャンパスに集うすべての学生、教職員の一人ひとりが人間として尊重され、たがいの信頼のもとに修学、研究制作、就労できる環境を作り、それを維持していくことが何より大切であると考えます。ハラスメントは、そのもっとも大切な「人としての尊厳」を侵害する行為であり、良好な修学、研究制作、就労環境を損ない、教育、研究の場である大学のあり方そのものを根底から覆すものです。本学では「ハラスメント防止に関するガイドライン」を制定し、人権尊重の立場を明確にするとともに、いかなる場においても、いかなる形態のものであっても、ハラスメントとみなされる行為を容認しない取り組みをすすめています。

「ハラスメント」とは

「ハラスメント」とは、教育、研究及び学習並びに就労に関連して、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

区分は厳密ではなく、実際には区分することが難しかったり、2つ以上のハラスメントが重なってより深刻なハラスメントになってしまう場合があります。



ハラスメントの事例

① セクシュアル・ハラスメント

性的な言動や行為によって相手に屈辱感や精神的苦痛、不安感を与え、教育研究活動や職場環境を悪化させること。

- ▶ 酒席で、教員の側に座席を指定したり、お酌などを強要する。
- ▶ ふたりきりでの食事の誘いを断ったら、態度が変わり指導してもらえなくなった。

② アカデミック・ハラスメント

指導的立場にある者が不適切な言動・指導・待遇によって相手の自由で主体的な学習や研究を害すること。

- ▶ 正当な理由なく教育上必要な指導やアドバイスをしない。
- ▶ 他の学生の前で研究上のミスや問題について大声で叱責する。人格を否定するような発言をする。

③ パワー・ハラスメント

優位的立場にある者が不適切な言動・指導・待遇によって相手に不利益や損害を与え、修学や就労の意欲や環境を害すること。

- ▶ 正当な理由なく職務上の指導をしない。仕事を与えない。
- ▶ 業務の指導の範囲を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動を行う。

④ モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせること。

⑤ ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指す。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うこと。

- ▶ 「男のくせに」「女のくせに」などと、性別役割分担意識に基づくような発言する。

⑥ その他のハラスメント

上記以外にも、飲酒・一気飲みの強要や酔って周囲に不快感を与えるアルコール・ハラスメント、LGBT や外国人などマイノリティへの差別など、様々なハラスメントがあります。

加害者にならないために

自分の言動がハラスメントに当たらないかどうか考えてみましょう。

- 自分の持つ力や優位な立場に敏感になりましょう。しらすらすのうちに威圧的・支配的な言動になっていませんか？相手の意見や感情を尊重していますか？相手の人格を否定するような言動をしていませんか？
- 相手への好意を表すつもりの方の言動や相手によかれと思つての言動であっても、自分の意図とは関係なく相手は不快に思っているかもしれません。
- 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かったら、同じ言動を繰り返してはいけません。また、相手から明確な意思表示があるとはかぎりません。
- 性に関する言動の受け止め方は、個人によって異なります。相手の気持ちを思いはかることが大切です。
- ハラスメントかどうかの判断が難しいケースもあります。普段からの適切なコミュニケーションを大切にしましょう。

ハラスメントを受けていると感じたら

- 自分が悪いと思わず、可能であれば言葉と態度ではっきり伝えましょう。
- 「自分が嫌だと言わなかったから」「意思表示をしなかったから」と自分を責めたり我慢したりしないでください。とっさに「NO」と言えないのがハラスメントの特徴です。
- あなたが受けたハラスメントと思われる行為について、日時・場所・どのようなことをされたかなどを記録しておきましょう。
- ひとりで悩まず、友人や家族、同僚など信頼できる周囲の人に相談してみましょう。
- あなたの周りでハラスメントにあっている人がいたら、人間関係委員会の相談窓口に相談することをすすめてあげてください。もし必要ならば付き添ってあげてください。

